

#37 抗告・準抗告の各論（通常/即時/特別抗告・捜査機関の処分への準抗告）

第5章 裁判・救済 ⑤／動画の内容を見返し用にまとめたものです（動画には含みません）。

1 抗告とは——3つの分類

短答・論文共通

抗告とは。決定や命令への、不服申立てです。判決と違い、口頭弁論を経ない簡易な判断が対象。

条文 刑事訴訟法419条（抗告）

抗告は、特に**即時抗告**をすることができる旨の規定がある場合の外、**裁判所のした決定**に対してこれを行うことができる。但し、この法律に特別の定のある場合は、この限りでない。

一つ、一般抗告。裁判所の決定が対象。行き先は、高等裁判所。一つ上の階です。もう争えない決定命令を、憲法違反などで。行き先は、最高裁判所。上告の、決定命令版です。これだけ特殊。次の比較のあと、深掘りします。まず一般抗告の中の、通常と即時から。

2 通常抗告 vs 即時抗告

短答知識

一般抗告には、2種類あります。性質は正反対。まず通常抗告。期間の制限が、ありません。取り消す実益がある限り、いつでも。421条。ただし、執行停止の効力はない。424条。一方、即時抗告。期間は、たった3日。でも、執行停止の効力がある。425条。見分け方は、条文の文言です。即時抗告ができる、と明記があれば即時抗告。

3 通常抗告の制限

短答知識

通常抗告には、できない場面もあります。一つ、再抗告。抗告審の決定に、さらに抗告。高裁や最高裁の決定には、通常抗告は不可。これ以上、通常のルートで上には行けません。管轄や訴訟手続に関する、判決前の決定。これには原則、抗告できません。いちいち争うと、審理が止まって進まない。だから、最後に判決が出た後で、まとめて争う。試合中のジャッジは、試合後にまとめて抗議。

条文 刑事訴訟法433条（特別抗告）

この法律により不服を申し立てることができない決定又は命令に対しては、第四百五条に規定する事由があることを理由とする場合に限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。前項の抗告の提起期間は、五日とする。

次に、特別抗告。これは特殊な制度です。本来、もう不服を申し立てられない決定や命令。それでも、405条の事由があれば。その場合に限り、最高裁へ申し立てられる。いわば、上告の決定命令版です。5日です。即時抗告の3日とは、別の数字。うまい表現です。それが特別抗告。

5 準抗告①——裁判官の裁判

条文 刑事訴訟法429条1項（準抗告・裁判官の裁判）

裁判官が次に掲げる裁判をした場合において、不服がある者は、簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては管轄地方裁判所に、その他の裁判官がした裁判に対してはその裁判官所属の裁判所にその裁判の取消し又は変更を請求することができる。一 忌避の申立てを却下する裁判 二 勾留、保釈、押収…、押収物の還付…に関する裁判 三 鑑定のため留置を命ずる裁判 …

さて、特殊な準抗告。まず裁判官の裁判から。裁判所という組織でなく、裁判官個人の命令が対象。忌避の却下、勾留や保釈、押収や還付。鑑定のための留置など。一人の裁判官が出すもの。ここが核心。上には行きません。簡裁裁判官の裁判なら、管轄の地方裁判所へ。その他の裁判官なら、その所属する裁判所へ。上訴というより、同格での是正なんです。

条文 刑事訴訟法430条（準抗告・捜査機関の処分）

検察官又は検察事務官のした第三十九条第三項の処分（接見指定）又は押収…、押収物の還付…に不服がある者は、その検察官又は検察事務官が所属する検察庁の対応する裁判所に…取消し又は変更を請求することができる。2 司法警察職員のした前項の処分に不服がある者は、職務執行地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に…請求することができる。

もう一つの準抗告。捜査機関の処分が対象です。現場の処分も、裁判所にチェックさせる。代表が、接見指定。第15回でやった、39条3項です。それと、押収や、押収物の還付。これらに不服なら、準抗告で取消しを求められる。検察官の処分なら、対応する裁判所へ。司法警察職員の処分なら、職務執行地の地裁簡裁へ。そこが、ひっかけポイントです。

◆ 今日の地図（保存版）

まとめます。決定命令への不服が、抗告。鍵は、主体と行き先。3つに整理します。通常は期間なし執行停止なし、即時は3日で停止あり。特別抗告は、行き止まりの決定命令。最高裁へ。5日。上でなく、地裁簡裁へ。同格で是正する。主体が誰かで、行き先が決まる。これが全て。

7 刑事訴訟法シリーズ、完結

次回予告

これで、刑事訴訟法シリーズは完結です。捜査から始まり、公訴、公判、証拠法。そして裁判の確定と、確定後の救済まで。被疑者から被告人へ、そして判決の確定へ。国家の強い力を、適正手続で縛る。その全体像。お疲れさまでした。刑事訴訟法、これにて完結です。